

新潟市B R T第1期導入区間運行事業

第一提案審査実施要領

1. 趣 旨

新潟市は、「新たな交通システム導入基本方針（平成24年2月）」（以下、「基本方針」）に基づき、新潟市B R T第1期導入区間運行事業（以下、「本事業」）について、既存交通事業者である新潟交通株式会社に第一提案権を付与し、その提案内容について新潟市B R T第1期導入区間運行事業者審査委員会（以下、「審査委員会」）が審査することとしている。

この要領は、当該審査にあたって必要な事項と審査後の取り扱いについて定めるものである。

2. 用語の定義

本要領において、次のとおりとする。

(1) B R T (Bus Rapid Transit)

新潟市が目指すB R Tは、連節バスが主に専用走行空間を走り、速達性、定時性、輸送力を確保した、従来のバスのイメージを一新する“次世代型バスシステム”をいう。

(2) 新潟市B R T第1期導入区間運行事業

基本方針に示す、第1期導入区間（新潟駅～万代～古町～市役所～白山駅）において、B R Tを運行する事業をいう。

(3) 第一提案権

本事業は、新潟市全体のバス路線の再編、集約、郊外バスからの乗継との連携が重要であるため、基本方針に基づき、新潟市が新潟交通株式会社に優先的に付与した本事業に対する提案の権利をいう。

(4) 第一提案権者

本要領に定める第一提案意思確認書の受領をもって、新潟交通株式会社を第一提案権者とする。

(5) 第一提案

第一提案権者が行う、本事業に対する提案をいう。

(6) 提案書

第一提案権者が提出する本事業に対する提案書をいう。

(7) 新潟市B R T第1期導入区間運行事業者審査委員会

「新潟市B R T第1期導入区間運行事業者審査委員会設置要綱」に基づく機関をいう。

(8) 運行予定事業者

審査委員会が第一提案の審査を行い、その報告を踏まえ新潟市が基本協定を締結した者をいう。

(9) 基本協定

運行事業協定締結に向けた交渉を行うことについて第一提案権者と新潟市の双方が合意し、締結した協定をいう。

(10) 運行事業者

本事業を実施する者として、新潟市と運行事業協定を締結した者をいう。

(1) 運行事業協定

本事業の実施に必要な内容について、運行事業者が新潟市と交わす協定をいう。

3. 提案を求める事業の概要

(1) 本事業の目的

本事業は、都心軸におけるバス輸送の効率化、円滑化を図り、現在の公共交通に関する課題を解消するとともに、高次都市機能が集積している都心軸において誰もが気軽に快適に移動できる交通環境の実現に向けて、まちなかにふさわしい質の高いサービスの提供を目指すものである。また、本事業により都心軸におけるバス輸送の効率化を図り、その余剰を郊外部に回すことによって郊外路線を維持・拡充するバス路線再編を行うとともに、乗換施設の整備、料金システムの見直しによって、将来にわたって全市的に持続可能な公共交通ネットワークの構築を目指す。

(2) 事業概要

- ・本事業は、運行事業者と新潟市の運行事業協定に基づいて、運行事業者が運行主体となり、一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法 昭和26年法律第183号）により運行する。
- ・【システム】BRT
- ・【導入区間】新潟駅～万代～古町～市役所～白山駅
- ・【事業方式】新潟市等の公共が車両・走行空間・BRT駅・運行管理設備などを整備・所有し、運行事業者は運行・維持管理・車両基地の空間確保などを行う、公設民営方式とする。

※その他詳細は、基本方針および「新潟市BRT第1期導入区間運行事業に係る与条件（以下、「与条件」）」に示すとおり。

(3) 運行期間

平成26年度内の運行開始を予定する。

運行事業者との運行事業協定期間は5年を想定する。なお、運行事業協定期間以降の取り扱いについては、車両の状態、利用実績や収支、サービス内容、関連する事業の進捗状況等を踏まえて、更新の有無、内容について再調整を行う。

4. 提案を求める内容および注意事項

(1) 以下の内容について、既存交通事業者としての知見を活かし、実現性・独自性があり、地域特性を考慮した提案を求める。

- ・【全体】取り組み方針
- ・【運行サービス】
 - ① 本事業における運行計画
 - ② 本事業に関連するバス路線再編計画
 - ③ ②以外のバス路線再編計画
 - ④ 施設・設備等の整備・調達・維持管理計画
 - ⑤ 安全管理計画
- ・【経営】採算性、事業の安定性・透明性

- (2) 本事業における予算については現段階で未確定であり、事業内容や費用負担範囲について確約するものではない。
- (3) 提案内容は、「基本方針」および「与条件」に基づいたものであること。
- (4) 与条件は、第一提案の作成を行うためのものであり、審査委員会や関係機関からの指摘・助言を踏まえ、協議のうえ変更する場合がある。

5. 第一提案の審査

(1) 審査委員会

「新潟市B R T第1期導入区間運行事業者審査委員会」が第一提案の審査を行う。

(2) 審査方法

審査は、審査委員会が提案書の審査及びヒアリングを行い、評価項目に沿って評価するものとし、その実施にあたっては実施案内を第一提案権者へ通知する。

(3) 審査手順

第一提案の審査スケジュールを下表に示す。

第一提案権者は、新潟市B R T第1期導入区間運行事業第一提案書作成要領に従い、提案書を作成し提出するものとする。審査委員会は第一提案を審査し、不足・調整事項について指摘・助言を行う。これを踏まえ第一提案権者は第一提案の修正を行い、最終提案書を作成し提出するものとする。審査委員会は最終提案書を審査し、運行予定事業者の適格性を判定する。

■第一提案の審査スケジュール

平成 24 年 9 月 21 日 (金)	◆第 1 回審査委員会 □審査委員会設置要領（案）、第一提案要領（案）の審議
平成 24 年 9 月 28 日 (金)	第一提案実施要領の交付
平成 24 年 10 月 9 日 (火)	第一提案意思確認書 提出期限
平成 24 年 10 月 12 日 (金)	質問書 提出期限
平成 24 年 10 月 22 日 (月)	提案書 提出期限
平成 24 年 10 月 24 日 (水)	○提案書の公開 意見募集
平成 24 年 11 月 5 日 (月)	◆第 2 回審査委員会 □提案書の審査及びヒアリング、市民意見確認、提案についての指摘・助言
平成 24 年 11 月 27 日 (火) 【予定】	修正した提案書の提出期限
平成 24 年 11 月 29 日 (木) 【予定】	○修正した提案書の公開 意見募集
平成 24 年 12 月 11 日 (火) 【予定】	◆第 3 回審査委員会 □修正した提案書の審査及びヒアリング、市民意見確認、提案についての指摘・助言
平成 24 年 12 月 20 日 (木) 【予定】	再修正した最終の提案書提出期限
平成 24 年 12 月 25 日 (火) 【予定】	◆第 4 回審査委員会 □再修正した最終提案書を審査し、運行予定事業者としての適格性を判定
平成 25 年 1 月上旬【予定】	○審査結果の市長あて報告
平成 25 年 1 月下旬【予定】	基本協定締結
平成 25 年度【予定】	運行事業協定締結

※第 1 回審査委員会の開催以降の日程については、状況に応じて変更する場合がある

■評価項目

大項目	小項目	審査の視点
全体	取り組み方針	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針に掲げる目標を達成するために、上位計画に定める本市が目指す市全体の交通体系や、公共交通を取り巻く現状の課題を踏まえるうえで、持続可能なまちづくりに向けた取り組み方針が示されているか。 ・本事業の目的を十分理解しているか。 ・既存公共交通事業者の責務に対する考え方はどうか。等
運行 サービス	①本事業における運行計画（運行頻度、運行時間帯、料金、乗り継ぎ等）	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針を踏まえ、まちなかにふさわしいサービス水準の運行計画となっているか。また、運行期間中継続してサービスを提供できるか。 ・本事業と路線バスとの乗継環境を配慮されているか。等
	②本事業に関連するバス路線再編計画（路線、運行頻度、運行時間帯、料金等）	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹公共交通軸をはじめ、本事業に関連するバス路線再編について、BRTとの連携をどのように図り、利用者のサービス向上につながっているか。 ・BRT導入による効果（都心軸での路線バスの効率化）が郊外路線の維持・拡充につながっているか。 ・将来的に持続可能なものとなっているか。 ・平成26年度からの運行期間において実現可能か。等
	③②以外のバス路線再編計画（路線、運行頻度、運行時間帯、料金等）	<ul style="list-style-type: none"> ・BRT導入による効果が郊外路線の維持・拡充につながっているか。 ・将来的に持続可能なものとなっているか。等
	④施設・設備等の整備・調達・維持管理計画	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業における安定的な運行に資するものとなっているか。
	⑤安全管理状況・計画	<ul style="list-style-type: none"> ・事故など安全運行に反する行為の発生状況 ・安全管理体制及び緊急時対応方法は具体的かつ適切か。等
経営	採算性	<ul style="list-style-type: none"> ・需要見込の算定方法及び算定条件は適切か。また、採算性の算出根拠は具体的かつ適切か。 ・採算性向上（利用者増加）に資する創意工夫があるか。 <p>※本事業と第一提案権者の独自事業とを区分して評価する。</p>
	事業の安定性・透明性	<ul style="list-style-type: none"> ・配置人員の能力・経験や指揮命令系統は適切か。 ・継続的に品質を確保するための方法・体制・チェック項目は具体的かつ適切か。 ・本事業の安定性を確保できるか。また、本事業の安定性・透明性の確保に資する創意工夫があるか。（社内他部門との関係、倒産隔離方策等） ・本市との役割分担の考え方（施設等所有、リスク分担、内部補助のあり方等）が具体的に示されており、適切か。等

（4）その他

新潟市は、第一提案権者からの提案内容について市民意見の募集を行い、受理した市民意見については審査委員会に報告する。

6. 第一提案意思確認書の提出

新潟交通株式会社は、本要領に基づき第一提案を行う場合には、第一提案意思確認書を提出する。

- (1) 提出書類 別紙「第一提案意思確認書」の様式による。
- (2) 提出期限 平成24年10月9日 午後5時まで
- (3) 提出場所 〒951-8550
新潟市中央区学校町通1番町602番地1 新潟市新交通推進課
- (4) 提出部数 1部
- (5) 提出方法 持参または郵送（書留郵便に限る）すること。
持参の場合は、市役所の閉庁日を除く各日午前9時から午後5時までとし、
郵送の場合は提出期限必着のこと。FAXまたは電子メールによる提出は受
理しない。
- (6) 注意事項
- ・第一提案意思確認書の提出がない場合には、第一提案権を放棄したもの
とみなす。
 - ・第一提案意思確認書を提出した後に、やむを得ず辞退する場合には、書
面により新潟市に通知するものとする。

7. 質問及び回答

第一提案権者は、本事業に係る質問書を提出することができる。

質問は次により質問書を提出することとし、口頭による質問は受け付けない。

(1) 質問書の提出

- ①提出書類 別紙「質問書」の様式による。
- ②提出期限 平成24年10月12日 午後5時まで
- ③提出場所 〒951-8550
新潟市中央区学校町通1番町602番地1 新潟市新交通推進課
E-mail : shinkotsu@city.niigata.lg.jp
- ④提出部数 1部
- ⑤提出方法 持参または郵送（書留郵便に限る）、電子メールに限る。FAXは受
理しない。
持参の場合は市役所の閉庁日を除く各日午前9時から午後5時までとし、
郵送、電子メールの場合は提出期限必着のこと。電子メールの場合は着信
を確認すること。

(2) 質問書の回答

質問に対する回答は、平成24年10月15日までに電子メール又はFAXで回答する。

なお、質問に対する回答は本要領の追加または修正とみなす。

8. 提案書の提出

- (1) 提出書類 「新潟市BRT第1期導入区間運行事業第一提案書作成要領」による。
- (2) 提出期限 平成24年10月22日 午後5時まで
- (3) 提出場所 6. (3) に同じ

- (4) 提出部数 8部（彩色したイラスト等はカラーコピーでもよい。）
- (5) 提出方法 提出する提案は1案とし持参または郵送（書留郵便に限る）すること。
持参の場合は、市の閉庁日を除く各日午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は提出期限必着のこと。FAXまたは電子メールによる提出は受理しない。また、要求した内容以外の書類等についても受理しない。

9. 審査委員会における審査結果の通知

審査結果については、速やかに文書をもって通知する。

10. 提案における失格事項

第一提案権者が次のいずれかに該当する行為を行った場合は失格とし改めて運行事業者の公募を行うものとする。

- (1) 提出期限に遅れた場合
- (2) 審査のヒアリングを欠席または指定された時刻に遅れた場合
- (3) 本要領の受領以降、審査委員会において審査が終了するまでの間に、本案件に関する内容で審査委員会の委員に接触を行なった場合

11. 第一提案の取り扱い

- (1) 提出された提案書は返却しない。
- (2) 提出された提案書は複製を作成する場合がある。
- (3) 提出された提案書は、5(3)に示す審査スケジュールで新潟市情報公開条例第6条（昭和61年新潟市条例第43号）にある非公開情報を除き公開する。

12. 第一提案権者に対する報酬

- (1) 第一提案権者には、提案に関する報酬は支払わない。

13. 審査後の取り扱いについて

(1) 基本協定の締結及び運行事業協定の締結

①基本協定の締結

- ・審査において第一提案権者が本事業の運行予定事業者として適格性があると判定された場合、新潟市から第一提案権者に対し、運行予定事業者としての可否を通知し、第一提案権者と市の双方の合意のもと、基本協定の締結を行う。
- ・基本協定の締結にあたっては、最終提案書等を踏まえたより良い事業計画を作成し、運行事業協定の締結がなされるよう、運行予定事業者と新潟市の双方が互いに最善を尽くすことを合意するものとする。

②運行事業協定の締結

- ・新潟市は、運行予定事業者と運行事業協定の締結に向け、協議を行う。
- ・運行予定事業者は、基本協定に基づき、事業計画を作成する。

- ・審査委員会の審査において付帯条件が付された場合、運行予定事業者は最善の努力を行い、事業計画に反映するものとする。
- ・運行事業協定書には、最終提案書の内容を踏まえた事業計画書を添付するものとする。
- ・新潟市は、運行事業協定締結後においても運行事業者が本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、運行事業協定の解除ができるものとする。解除した場合は改めて公募する。
- ・新潟市は、運行事業協定の締結に先立ちその内容について基本方針に適合しているか審査委員会に対し確認を求めるものとする。

(2) 本事業の監理

①事業報告とモニタリング

運行事業者は、運行事業協定に基づき、定期的に事業実施状況の報告を行う。新潟市は、運行事業者からの報告に基づき、適宜独自に調査等を行い、運行事業者の事業実施状況の評価を行う。

②運行事業協定終了後の運行

運行事業協定期間において運行事業者が良好な成績をあげた場合、新潟市は平成32年度(予定)以降の運行事業について優先交渉権を与える。

(3) 第一提案権者と運行事業協定の締結に至らない場合

次の場合には、新潟市は改めて運行事業者の公募を行う。

- ①新潟交通株式会社が第一提案権を放棄した場合
- ②第一提案権者の失格事項が判明した場合
- ③第一提案権者が運行予定事業者として指定されなかった場合
- ④13(1)において、基本協定の締結に至らなかった場合
- ⑤運行予定事業者と平成26年3月31日までに運行事業協定の締結に至らなかった場合
- ⑥運行予定事業者の本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合

附 則

この要領は、平成24年9月28日から施行し、新潟市と第一提案権者が運行事業協定締結に至った日、或いは、13(3)により運行事業者の公募手続きに至った日の翌日にその効力を失う。

別添資料

- (1) 新潟市BRT第1期導入区間運行事業者審査委員会 設置要綱
- (2) 新潟市BRT第1期導入区間運行事業第一提案に係る与条件
- (3) 新潟市BRT第1期導入区間運行事業第一提案書作成要領

様 式

- (1) 第一提案意思確認書
- (2) 質問書

第一提案意思確認書

(あて先) 新潟市長

「新潟市BRT第1期導入区間運行事業第一提案審査実施要領」に基づき、第一提案意思確認書を提出します。

平成 年 月 日

企業（団体）名

代表者 印

住所

電話番号

FAX

E-mail

樣式 (2)

平成 年 月 日

(あて先) 新潟市長

提案企業（団体）名

代 表 者

印

住 所

電話番号

FAX

E-mail

質問書

新潟市BRT第1期導入区間運行事業第一提案審査実施要領に基づき、次の事項を質問します。

質問事項

(担当者) 担当部署
氏名